

災害復旧事業（農地・農業用施設等）の概要

北海道胆振東部地震及び台風第21号 による農林水産関係被害への 支援対策について

参考資料

平成30年9月28日

1. 趣旨

災害復旧事業（農地・農業用施設等）は、地震、豪雨等により被災した農地・農業用施設等の早期復旧を行い、農業生産活動の維持と農業経営の安定を図り、さらには国土の保全及び農村地域の安定性を向上させることを目的とする。

2. 事業内容

地震、豪雨等により被災した農地・農業用施設及び海岸保全施設等の災害復旧を行う。

3. 事業主体

国、都道府県、市町村、土地改良区等

4. 補助率

国費率、補助率：50/100、65/100等

※ 農家1戸当たりの事業費により国費率、補助率の嵩上げ制度あり。

また、激甚災害に指定された場合、激甚法による補助率の嵩上げ制度あり。（過去5カ年の実績をみると、農地約95%、農業用施設約98%に嵩上げ）

5. お問い合わせ先

農村振興局整備部防災課（03-6744-2211）

農林水産業共同利用施設災害復旧事業

対策のポイント

異常な自然災害により被災した農林水産業共同利用施設の復旧に要する経費を補助します。

<背景/課題>

異常な自然災害により、農林水産業共同利用施設に被害が発生した場合、農林水産業の早期再開・復旧を図るため、被災施設の速やかな復旧が必要です。

政策目標

被災した農林水産業共同利用施設の速やかな復旧

<主な内容>

異常な自然災害により被災した農林水産業共同利用施設の復旧に要する経費を補助します。

- (1) 対象となる施設の所有者
農業協同組合、森林組合、水産業協同組合、農事組合法人、地方公共団体等
- (2) 対象となる施設
農林水産物倉庫、農林水産物処理加工施設、共同作業場等の共同利用施設
ただし、法定耐用年数の1.4倍を経過していない施設に限ります。
- (3) 採択基準及び補助率

| | | 採択基準 | 補助率 | |
|------|-------------------|--------|-----------|------------|
| | | | 40万円までの部分 | 40万円を超える部分 |
| 一般災害 | | 40万円以上 | 2/10 | |
| 激甚災害 | 告示地域 [※] | 13万円以上 | 4/10 | 9/10 |
| | その他の地域 | 40万円以上 | 3/10 | 5/10 |

※ 告示地域とは激甚災害法施行令第19条の規定に基づき告示された地域
具体的には、農地・農業用施設の年間災害復旧事業費（国の補助額を控除）の関係農家1戸当たり負担額が2万円を超える地域

(4) 補助対象額

被災施設の復旧費を経年減価方式により算出した額。
ただし、当該施設の再取得に要する費用の20%を下限とします。

〔補助率：9/10、5/10、4/10、3/10、2/10〕
事業実施主体：農業協同組合、地方公共団体等

[お問い合わせ先：大臣官房文書課災害総合対策室（03-6744-2142）]

災害関連緊急治山事業

1 事業内容

再度災害を防止するため、災害により新たに発生し、又は拡大した荒廃山地又はなだれ発生地につき、当該災害発生年に緊急に復旧整備する保安施設事業。

2 採択基準

次のいずれかに該当し、1か所の復旧事業費が原則として600万円を超えるもの。

- ・ 鉄道、国道、都道府県道、市町村道のうち指定市道及び迂回路のないもの（激甚災害法第2条第1項の規定により指定された災害に係る市町村道にあつては、迂回路のあるものを含む。）、官公署、学校、病院等のうち重要なものに被害を与えると認められるもの。
- ・ 農地、農道（関係面積10ha以上）等に直接被害を与えると認められるもの。
- ・ 人家10戸以上に被害を与えると認められるもの。
など。

3 事業主体

都道府県

4 補助率

2/3

※激甚災害法：「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」

治山施設災害復旧事業
(林地荒廃防止施設及び地すべり防止施設災害復旧事業)

1 事業内容

地方公共団体が施行管理している林地荒廃防止施設及び地すべり防止施設が被災した場合の復旧事業。

2 事業主体

都道府県
(市町村)

3 補助率

2/3
(6.5/10)

4 採択限度額

1か所の工事の費用が120万円以上のもの
(1か所の工事の費用が40万円以上のもの)

5 対象施設

治山ダム工、土留工、護岸工、集水井工、アンカー工など

注)

- ① 事業主体、補助率等の裸書きは負担法、()書は暫定法に基づくもの。
- ② 補助率については、激甚災による嵩上げ措置あり。

林地崩壊防止事業

1 事業内容

激甚災害法により激甚災害として指定され、集落等に隣接する林地に崩壊等が発生し、人命財産等に直接危害を及ぼすおそれがあるものについて、林地の保全上必要な施設を新設し再度災害を防止するための事業で、国が関係都道府県に補助を行い市町村が実施する事業。

2 事業主体

市町村

3 採択基準

市町村単位に、次のすべての条件を備えること。

- ① 激甚災害(激甚災害法の規定により指定されること。)により林地崩壊が発生し又は拡大したもの。
- ② 人家2戸以上又は公共施設に直接被害を与えるおそれがあるもの。
- ③ 1か所の事業費が200万円以上であること。
- ④ 同一市町村で、その事業費の合計額が300万円以上又は前年度の標準税収入額の10%以上のもの。
- ⑤ 都道府県が市町村に事業費の1/2を下らない率で補助すること。

4 補助率

事業費の1/2以内

5 施行期間

当該災害の発生した年の4月1日の属する会計年度以降おおむね3年以内。

※激甚災害法：「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」

林道施設災害復旧事業

1 事業内容

林地の利用または森林の保全・管理のため、地方公共団体、森林組合等が管理する林道が、自然災害により被災した場合、迅速・確実に復旧する事業

2 事業主体

都道府県、市町村及び森林組合等

3 採択基準

1箇所の工事の費用が40万円以上のもの

4 補助率

(1) 基本補助率

① 奥地幹線林道(幅員3.0m以上、利用対象森林面積500ha以上)

6.5/10

② その他林道(奥地幹線林道以外の林道)

5.0/10

(2) 高率補助

① 単年に甚大な被害を受けた地域の嵩上げ

② 連年にわたり甚大な被害を受けた地域の嵩上げ

③ 激甚災害指定による嵩上げ

高率補助率(過去5ヶ年の実績)

①②適用の場合 概ね8割

①②+③適用の場合 概ね9割

地方負担分には、起債充当が可能(交付税措置)

公共土木施設災害復旧事業(漁港)

1. 趣旨

公共土木施設災害復旧事業は、暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象により生じた災害によって被災した漁港等の公共土木施設を復旧することにより、公共の福祉を確保することを目的とする。

2. 事業内容

暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象により生じた災害にかかった施設を復旧する事業。

【対象施設】

- 防波堤、岸壁、航路、泊地、道路等の漁港施設
- 堤防、護岸等の海岸保全施設

3. 事業主体 : 漁港管理者である地方公共団体

4. 国庫負担率

- 当該地方公共団体の災害復旧事業費の総額及び当該年度の標準税収入によって決定。標準は2/3(北海道、離島、奄美、沖縄は4/5)。
- 激甚災害法に基づく政令指定により、国庫負担率が嵩上げされる。

5. 主な採択要件

- 1件あたり都道府県120万円以上、市町村60万円以上
- 最大風速15m以上の風、最大24時間雨量80mm以上の降雨などにより発生した災害であること。

6. 問い合わせ先

水産庁漁港漁場整備部防災漁村課(03-3502-5638)

平成30年北海道胆振東部地震による災害における「大規模災害時の災害査定効率化」の適用について(農林水産業共同利用施設、海岸、林地荒廃防止施設及び漁港を追加)

平成30年北海道胆振東部地震による災害が激甚災害(本激)に該当する見込みであると発表されたことに伴い、全国の農地・農業用施設、林道、農林水産業共同利用施設、海岸、林地荒廃防止施設及び漁港の災害復旧事業を対象として、「大規模災害時の災害査定効率化」を適用します。

1 対象施設

- ・「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に規定されている農地・農業用施設、林道及び農林水産業共同利用施設
- ・「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」に規定されている海岸、林地荒廃防止施設及び漁港

2 効率化の内容

- ・机上査定上限額の引上げ：200万円(林道は300万円)未満→査定見込み件数の概ね7割(農地・農業用施設は9割)までの額
- ・採択保留額の引上げ：2億円以上(公共土木施設は4億円)→2億円を超え採択保留された件数の概ね6割までの額
- ・査定設計書に添付する図面等を簡素化：設計図書の作成において航空写真や代表断面図等を活用など

3 対象区域

平成30年北海道胆振東部地震による災害の農林水産省に対する被害報告における被災箇所数が、過去5箇年の平均被災箇所数(本激除く)を超えた区域
農地・農業用施設、林道は平成30年9月13日時点、農林水産業共同利用施設、海岸、林地荒廃防止施設及び漁港は平成30年9月19日時点の被害報告で算定した結果、対象区域は以下のとおり。
なお、当該被害報告の被災箇所数が、過去5箇年の平均被災箇所数(本激除く)を超えていない区域であっても、その後の被害報告で超えた場合等は、必要に応じ、その時点で対応します。

- (1)農地
北海道
- (2)農業用施設
北海道
- (3)林道
北海道
- (4)農林水産業共同利用施設(農業・林業関係)
北海道
- (5)海岸(漁業関係)
北海道
- (6)林地荒廃防止施設
北海道

4 効率化により期待される効果

- ・机上査定上限額の引上げにより、現地調査件数が減少するため、査定期間が短縮します。
 - ・採択保留額の引上げにより、採択保留件数が減少するため、早期着手する災害復旧事業が増加します。
 - ・査定設計書に添付する図面、写真を簡素化するため、査定資料の準備期間が短縮します。
- 以上により、被災自治体の災害査定に要する業務や期間等を縮減するとともに、被災施設の早期復旧を促進し、被災地の復興を支援します。

5 参考

- ・机上査定とは、原則現地調査により行う災害査定を、会議室等において書類のみで行う査定をいいます。
- ・採択保留とは、事業費の決定見込額が一定額以上となる場合に、事業の採択を現地で行わず本省で行うことをいいます。

平成29年1月13日付けプレスリリース「大規模災害時の災害査定効率化(簡素化)及び事前ルール化」について

<http://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/bunso/saigai/170113.html>

【お問合せ先】

大臣官房文書課災害総合対策室
担当者：登り、濱中
代表：03-3502-8111(内線5133)
ダイヤルイン：03-6744-2142
FAX：03-6744-7158

治山事業（公共）

対策のポイント

北海道胆振東部地震及び台風第21号により発生した山地災害に対応するため、荒廃山地等の復旧整備を実施します。

1. 事業内容

北海道胆振東部地震及び台風第21号により発生した山地災害に対応するため、荒廃山地等の復旧整備を実施するとともに、山地災害の危険性が高い地区の事前防災・減災対策を推進します。

2. 事業主体

国、都道府県

3. 国費率

10/10、1/2等

4. お問い合わせ先

林野庁治山課（03-6744-2308）

森林整備事業（公共）

対策のポイント

北海道胆振東部地震及び台風第21号により被災した森林における被害木の伐採・搬出や植栽、森林作業道の復旧等を実施します。

1. 事業内容

北海道胆振東部地震及び台風第21号により被災した森林における被害木の伐採・搬出や植栽、これと一体的に行う森林作業道の復旧・改良事業等を実施します。

2. 事業主体

都道府県、市町村、森林組合、森林所有者等

3. 補助率

3/10等

[お問い合わせ先：林野庁整備課（03-3502-8065）]

林業・木材産業成長産業化促進対策 (北海道胆振東部地震及び台風第21号による被害対策)

対策のポイント
木材加工流通施設等の撤去・復旧・整備を支援します。

<背景/課題>

- ・ 一般の北海道胆振東部地震及び台風第21号による豪雨・暴風雨は、北海道をはじめ各地域の林業・木材産業に甚大な被害をもたらし、木材加工流通施設、特用林産振興施設等が大きく損壊しました。
- ・ 今後、被災地の一刻も早い復旧を図るためには、木材加工流通施設等の復旧・再建を支援することによる地域経済の早期再生が急務となっています。
- ・ このため、木材加工流通施設等の撤去・復旧・整備に対する支援に緊急的に取り組み、地域経済の再生等を図る必要があります。

政策目標
被災地域における林業・木材産業の再建

<主な内容>

被災した木材加工流通施設、特用林産振興施設等、被災地域における林業・木材産業の再建に必要な機械施設等の復旧・整備を支援します。また、被災施設の撤去等の費用も支援します。

【 交付率：都道府県へは定額（事業実施主体へは事業費の1/2以内）
事業実施主体：地方公共団体、民間団体等 】

お問い合わせ先：

林野庁経営課 (03-3502-8055)
林野庁木材産業課 (03-6744-2290)

農林漁業セーフティネット資金の概要

【一時的影響に緊急に対応するために必要な長期資金の借入れ】

自然災害や、社会的・経済的環境変化等により、農林漁業経営の維持安定が困難な農林漁業者に対し、一時的影響に緊急に対応するために必要な長期資金を日本政策金融公庫等が融資します。

1. 貸入対象者

- ① 認定農業者(※1)
- ② 主業農林漁業者（農林漁業所得が総所得の過半(法人にあっては総売上高の過半)を占めるもの又は粗収益が200万円以上(法人にあっては1,000万円以上)であるもの)
- ③ 認定新規就農者(※2)
- ④ 集落営農組織
(※1) 認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法に規定する農業経営改善計画を作成して市町村長の認定を受けた方をいいます。
(※2) 認定新規就農者とは、農業経営基盤強化促進法に規定する青年等就農計画を作成して市町村長の認定を受けた方をいいます。

2. 借入条件

(1) 資金の用途

- ① 災害(台風、冷害、干ばつ、地震等の自然災害)により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金
- ② 法令に基づく行政処分(BSE、鳥インフルエンザ等による殺処分、移動制限等)により経済的損失を受けた農林漁業経営の維持安定に必要な資金
- ③ 社会的・経済的環境の変化等により経営状況等が悪化している場合(※)に農林漁業者の経営の維持安定に必要な資金
(※) 売上の減少(前期比10%以上)、所得率が前期に比べ悪化、農林水産物価格の低下又は資材等(原油、飼料等)の価格高騰、取引先の破綻による売掛金の回収不能など

(2) 借入限度額

- ① 簿記記帳を行っている場合：年間経営費の3/12又は粗収益3/12に相当する額のいずれか低い額
- ② ①以外の場合：600万

(3) 借入金利：0.25%（平成30年8月20日現在）

(4) 償還期限：10年以内(うち据置期間3年以内)

3. 取扱融資機関

(※)日本政策金融公庫(沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫)

4. 利用方法

借入希望者は、最寄りの窓口機関(公庫・農協・銀行等)に必要な書類(※)を提出

※ 必要書類については、最寄りの窓口機関にお問い合わせ下さい(災害による被害についての市町村長の証明書等の添付が必要となります)。

5. 問い合わせ先

- (※)日本政策金融公庫の各支店(本店フリーコール TEL:0120-154-505)
- 沖縄振興開発金融公庫(TEL:098-941-1840)
- 最寄りの農協、信用農協連合会、各市町村、普及指導センターなど

被災農業者特別利子助成事業の概要

対策のポイント

平成30年北海道胆振東部地震により被害を受けた農業者等に対して、経営の早急な再建に必要な資金が円滑に融通されるよう利子助成金を交付します。

<背景/課題>

平成30年北海道胆振東部地震により被害を受けた農業者等の経営の早急な再建を支援するため、経営再開に当たっての負担を軽減する必要があります。

政策目標

担い手への資金調達の円滑化による農業経営の育成

<主な内容>

平成30年度において1に掲げる被災農業者等が借り入れる農林漁業セーフティネット資金等について、貸付当初5年間の金利負担を軽減する措置を講じます。

1. 対象者

平成30年北海道胆振東部地震により被害を受け、資金を必要とする農業者等であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けたもの

2. 借入条件等

(1) 対象資金

- ①農林漁業セーフティネット資金
- ②農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）
- ③経営体育成強化資金
- ④農林漁業施設資金
- ⑤農業基盤整備資金
- ⑥農業近代化資金

注1：経営体育成強化資金及びスーパーL資金の負債整理関係資金については対象外。

(2) 金利負担軽減措置

貸付当初5年間実質無利子化（最大2%の引下げ）

3. 事業実施主体

（公財）農林水産長期金融協会

<取扱融資機関>

株式会社日本政策金融公庫（沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫）、農協、信用農協連合会、農林中金、銀行、信用金庫、信用協同組合

【お問い合わせ先：経営局金融調整課（03-6744-2165）】

農業信用保証保険基盤強化事業
（被災農業者支援対策）

対策のポイント

平成30年北海道胆振東部地震により被害を受けた農業者の経営再建に必要な資金の借入れについて、農業信用基金協会が債務保証する際の保証料を免除するために必要な資金を交付します。

<背景/課題>

平成30年北海道胆振東部地震により被害を受けた農業者の経営の早急な再建を支援するため、経営再開に当たっての負担を軽減する必要があります。

政策目標

担い手への資金調達の円滑化による農業経営の育成

<主な内容>

次に掲げる被災農業者が借り入れる農業近代化資金について、農業信用基金協会の債務保証に係る保証料を保証当初5年間免除するための措置を講じます。

1. 対象者

平成30年北海道胆振東部地震により被害を受け、資金を必要とする農業者であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けたもの

2. 対象資金等

(1) 対象資金

農業近代化資金

(2) 保証料免除期間

保証当初5年間

3. 事業実施主体

都道府県農業信用基金協会

【お問い合わせ先：経営局金融調整課（03-6744-2171）】

林業・木材産業金融対策のうち
林業施設整備等利子助成事業

対策のポイント

林業の成長産業化を実現するため、林業者等の設備投資等に対する融資の充実を図り、木材の安定供給体制の構築を促進します。

<背景>

- 豊かな森林資源を活用した林業の成長産業化及び森林の公益的機能の発揮を実現するためには、新たな木材需要を創出し、地域材が安定的・効率的に供給できる体制を構築することが重要です。
- また、地震、集中豪雨等による山地災害が各地で頻発している中、被災した林業者等が自らの事業を早期に復旧させ、経営を安定化させることも重要です。

政策目標

国産材の供給・利用量の増加

(2,500万^m (平成27年) → 4,000万^m (平成37年))

<主な内容>

- 林業の経営改善や木材の生産・加工・流通の合理化等に取り組む意欲ある経営体等が行う、
 - 日本政策金融公庫資金等からの森林取得資金、農林漁業施設資金
 - 民間金融機関からの相続等による事業用資産分散防止のための資金の借入れに対して最大2%の利子助成を講じます。
- 北海道胆振東部地震や台風第21号等の自然災害の被害等を受けた林業者等が行う、日本政策金融公庫等からの農林漁業セーフティネット資金、林業基盤整備資金、農林漁業施設資金の借入れに対して、最大2%の利子助成を講じます。

【融資枠80億円】

<補助率>

定額

<事業実施主体>

全国木材協同組合連合会

<事業実施期間>

平成30年度～平成32年度

【お問い合わせ先：林野庁企画課 (03-3502-8037)】

漁業経営基盤強化金融支援事業

- 認定漁業者が、漁業経営改善計画を達成するため公庫資金（漁業経営改善支援資金、漁船資金）又は漁業近代化資金により、漁船の建造・取得、養殖施設等の取得等をした場合、負担する金利を最大2%助成し、認定漁業者の金利負担の軽減（実質無利子化）を図る。

(対象者) 認定漁業者

(融資枠) 71億円

(助成内容)

ア 対象資金 公庫資金：漁業経営改善支援資金
漁業近代化資金：1～5号資金

イ 利子助成の対象となる借入金の上限

| | |
|--------------|--------|
| 公庫資金：漁船関係資金 | 4億5千万円 |
| 長期運転資金、漁具、施設 | 5千万円 |
| 漁業近代化資金：1号資金 | 2億円 |
| 2～5号資金 | 4千万円 |

ウ 利子助成期間 漁船関係資金（2億円超過）、その他資金 : 5年
漁船関係資金（2億円以下）(※) : 10年

※ 計画期間内に経営改善計画の達成（付加生産額の伸び率が15%以上）が見込まれない場合にあつては、新たな計画の認定が必要

- 北海道胆振東部地震及び台風21号による影響を受け、資金を必要とする漁業を営む個人又は法人が負担する災害関連資金等の金利を最大2%助成し、負担の軽減（実質無利子化）を図る。

(対象者) 自然災害等の影響を受けた漁業者

(融資枠) 50億円

(助成内容)

ア 対象資金 公庫資金及び漁業近代化資金の災害関連資金等

イ 利子助成の対象となる借入金の上限（災害関連資金の場合）

| | |
|----------------|------|
| 公庫資金：運転資金 | 1千万円 |
| その他資金 | 5千万円 |
| 漁業近代化資金：1～4号資金 | 5千万円 |
| 5号資金 | 1千万円 |

ウ 利子助成期間 5年

- お問い合わせ先

水産庁水産経営課金融第1班 ☎03-6744-2347

被災農業者向け経営体育成支援事業
(平成30年北海道胆振東部地震及び台風第21号)

対策のポイント

平成30年北海道胆振東部地震及び台風第21号により被災した農業者に対し、農産物の生産・加工に必要な施設の復旧及び施設の撤去を緊急的に支援します。

被災農業者向け経営体育成支援事業を発動することにより、

- ① 対象地域が農業振興地域以外に拡大されます。
 - ② 助成対象者が被災した農業者に拡大されます。
 - ③ 補助上限が撤廃されます。
 - ④ 撤去（解体、運搬、処分）のみの取組も可能となります。
 - ⑤ 発災後、既に着手した取組についても支援対象となります。
- さらに、補助率を3/10から1/2に引き上げます。

政策目標

被災農業者の農業経営の維持

<主な内容>

1 助成対象者

平成30年北海道胆振東部地震及び台風第21号により農業用施設等が被災した者（市町村から被災証明を受けていること）であって、地方公共団体による支援や融資を受けて、被災施設の復旧等、又は倒壊した施設の撤去を行うことにより農業経営を継続しようとする農業者。

2 支援対象

以下に掲げる取組を対象。

- (1) 農産物の生産に必要な施設又は生産した農産物の加工に必要な施設の復旧又は気象災害等による農業被害前の当該施設と同程度の施設の取得。
- (2) 農産物の生産に必要な施設又は生産した農産物の加工に必要な施設を修繕するために必要な資材の購入。
- (3) (1) と一体的に復旧し、又は取得する附帯施設の整備。
- (4) 農産物の生産に必要な農業用機械及び生産した農産物の加工に必要な機械並びに附帯施設の取得（被害前と同程度のもの）又は農産物の生産に必要な農業用機械及び生産した農産物の加工に必要な機械並びに附帯施設の修繕。
- (5) 倒壊した農産物の生産に必要な施設の撤去。

再建・修繕の場合に、併せて自己負担で強度の向上、規模拡大等を行うことや、被災地での再建が困難な場合における施設の設置箇所の移動は可能。
農業用ハウス等の園芸施設共済の引受対象となる施設の再建・修繕等を行う場合、再建等した施設について、園芸施設共済等の保険の加入が必要。

3 事業実施主体

市町村

4 補助率

<2の(1)～(4)>

補助率を3/10から1/2に引き上げ（ただし、園芸施設共済の対象となる施設について、共済加入の場合は共済金の国費相当額を合わせて1/2、共済未加入の場合は4/10）。

<2の(5)>

地方公共団体が費用負担することを前提に定額助成。

定額助成の単価は以下のとおり（①～④については、撤去を行うために実際に支出した費用と比較した上で、いずれか低い額を支払）。

| | |
|---|----------|
| ① 被覆材がガラスのハウス | 1,200円/㎡ |
| ② 被覆材がプラスチックで骨材が鉄骨のハウス (骨材に鋼材を使っているもの、太いパイプ等で強度を向上させたものを含む。) | 880円/㎡ |
| ③ 被覆材がプラスチックで骨材が鉄骨でないハウス | 290円/㎡ |
| ④ 畜舎 | 4,500円/㎡ |
| ⑤ その他（市町村特認） | |

[お問い合わせ先：経営局経営政策課 (03-6744-2148)]

北海道胆振東部地震及び平成30年台風対応産地緊急支援事業

対策のポイント

北海道胆振東部地震及び平成30年台風第21号により、大きな被害を受けた産地に対し、営農再開・継続に向けた農業用ハウス等の導入や、追加防除・施肥、追加的な種子・種苗の確保、集出荷施設等における代替鉄コンテナの確保等による機能回復、他の集出荷施設等への農作物の輸送等を支援します。

<背景/課題>

- 北海道胆振東部地震及び平成30年台風第21号により、産地において、作物、農地、農業用ハウス、集出荷施設等に大きな被害が発生しており、当該産地における農業生産や農作物の出荷に大きな影響を及ぼしています。
- 北海道胆振東部地震及び平成30年台風第21号により、大きな被害を受けた産地が速やかに営農再開できるよう、これに必要な農業用ハウスの設置に必要な資材等の導入や、追加防除・施肥、追加的な種子・種苗の確保、集出荷施設等における代替鉄コンテナの確保等による機能回復、他の集出荷施設等への農作物の輸送等を進める必要があります。

政策目標

- 被害産地における速やかな営農再開の実現

<主な内容>

被災産地における円滑な営農再開を図るために必要となる取組等を支援します。

1. 農業用ハウス等の導入支援

被災を機に作物転換や規模拡大等に取り組む産地に対し、農業用ハウスの設置に必要な生産資材の共同購入や、農業機械等のリース導入に要する経費を支援します。

2. 営農再開に向けた支援

被災により必要となる被災ほ場の追加防除・施肥等の栽培環境整備に必要な掛かり増し経費、次期作に必要な種子・種苗等の生産資材の共同購入に要する経費、被災した集出荷施設等における代替鉄コンテナの確保等による機能回復、他の集出荷施設等への農作物の輸送に要する経費等を支援します。

〔補助率：定額、1/2以内〕
〔事業実施主体：市町村、農業者団体等〕

〔お問い合わせ先：生産局総務課生産推進室（03-3502-5945）〕

強い農業づくり交付金
(北海道胆振東部地震及び平成30年台風被災施設整備等対策)

対策のポイント

北海道胆振東部地震及び平成30年台風第21号の被害を受けた産地に対し、共同利用施設や卸売市場施設の整備等を支援します。

<背景/課題>

- 北海道胆振東部地震及び平成30年台風第21号の影響により、集出荷施設や卸売市場施設等に大きな被害が発生しており、産地の農畜産物の出荷や卸売市場における取引に大きな影響を及ぼしています。
- 産地における農畜産物の出荷や卸売市場における取引が円滑に行われるよう、共同利用施設や卸売市場施設の整備等の取組を支援する必要があります。

政策目標

被災産地における農業生産の回復や被災卸売市場の機能の回復を目指す
(農業生産や卸売市場としての機能が被災前に比べ概ね同程度以上に回復すること)

<主な内容>

1 被災産地の競争力強化

北海道胆振東部地震及び平成30年台風第21号の被害を受けた産地における農業生産の回復に向けた取組に必要な共同利用施設(集出荷施設、乾燥調製貯蔵施設、家畜飼養管理施設等)の整備について支援します。

また、共同利用施設の整備に伴う被災施設の撤去・整地等の費用も特例的に支援します。

2 被災産地における食品流通の合理化

北海道胆振東部地震及び平成30年台風第21号の被害を受けた卸売市場における機能の回復に向けた取組に必要な施設の整備について支援します。

また、卸売市場施設の整備に伴う被災施設の撤去・整地等の費用も特例的に支援します。

〔交付率：都道府県へは定額(事業実施主体へは事業費の1/2以内等)〕
〔事業実施主体：都道府県、市町村、農業者の組織する団体、事業協同組合等〕

お問い合わせ先：

- 1の事業 生産局総務課生産推進室 (03-3502-5945)
- 2の事業 食料産業局食品流通課 (03-6744-2059)

強い農業づくり交付金の運用
(北海道胆振東部地震及び平成30年台風第21号対応)

1 産地の競争力強化

| | 通常の強い農業づくり交付金 | 今回の災害対応の運用 |
|------------------|--|--|
| 成果目標 | ・高品質化、低コスト化など、一定程度高い目標を設定することが必要 | ・農業生産が被災前に比べ概ね同程度以上に回復すること |
| 対象地域 | ・全ての地域 | ・北海道胆振東部地震の影響を受けた地域 ・平成30年台風第21号により、平年を大きく上回る強度の降雨・強風があった地域 |
| 対象事業 | ・原則交付決定後に着手したもの | ・北海道胆振東部地震及び平成30年台風第21号による被災後、着工したもの |
| 補助率 | ・共同利用施設の整備に係る費用は1/2以内、4/10以内、1/3以内等 | ・共同利用施設の整備に係る費用は全て1/2以内 |
| 解体・廃棄費用、 整地費用 | ・解体・廃棄の費用は原則対象外 〔乳業工場、でん粉工場の再編合理化に伴い、廃棄を行う場合のみ対象〕 ・廃棄・整地費用は助成対象外 | ・解体・廃棄の費用も対象施設の種類、再編合理化の有無を問わず対象 ・地割れ、土砂撤去等の整地費用も対象 |
| 附帯施設のための整備 | ・助成対象外 | ・附帯施設のみが被災し、再整備する場合も助成対象 |
| 乳業再編等整備 | ・工場の再編成が要件 | ・工場の再編成を伴わないものも助成対象 |
| 上限事業費 | ・施設の種類毎に設定 | ・設定しない |

2 食品流通の合理化

| | 通常の強い農業づくり交付金 | 今回の災害対応の運用 |
|------------------|---|--|
| 成果目標 | ・取扱数量の増加など、一定程度高い成果目標を設定することが必要 | ・市場機能が被災前に比べ概ね同程度以上に回復すること |
| 対象地域 | ・全ての地域 | ・北海道胆振東部地震の影響を受けた地域 ・平成30年台風第21号により、平年を大きく上回る強度の降雨・強風があった地域 |
| 対象事業 | ・原則交付決定後に着手したもの | ・北海道胆振東部地震及び平成30年台風第21号による被災後、着工したもの |
| 対象市場 | ・地方公共団体 ・第3セクター ・法人 ・事業協同組合等 が開設した卸売市場 (※中央卸売市場整備計画に位置づけられた中央卸売市場及び地域拠点市場のみ対象) | ・全ての卸売市場 |
| 補助率 | ・中央卸売市場については4/10以内 ・地方卸売市場については1/3以内 | ・1/2以内 (北海道胆振東部地震及び平成30年台風により被災した地域の中央卸売市場及び地域拠点市場に係る卸売場・仲卸売場) ・1/3以内 (上記以外の施設) |
| 解体・廃棄費用、 整地費用 | ・解体・廃棄の費用は原則対象外 ・整地費用は助成対象外 | ・解体・廃棄の費用も対象 ・地割れ、土砂撤去等の整地費用も対象 |

北海道胆振東部地震及び台風21号の影響により、 本年産の栽培の継続を断念せざるを得ない農家の皆様へ

平成30年北海道胆振東部地震及び台風21号の影響により、栽培の継続を断念せざるを得ない場合、以下の支援の対象となります。

災害により栽培の継続を断念せざるを得ない場合の支援策

| 品目 (例) | 農業共済 (注1) | 水田活用の 直接支払交付金 (水田のみ) (注2) | 畑作物の 直接支払交付金 (注3) |
|-------------------|--------------|---------------------------------|----------------------|
| 米 (主食用米) | ○ | ○ | ○ |
| 米 (非主食用米) | ○ | + | ○ |
| 大豆 | ○ | + | + |
| ばれいしょ (でん粉原料用) | ○ | ○ | + |
| てん菜 | ○ | ○ | + |
| そば | ○ | + | + |
| 飼料作物 | ○ | ○ | ○ |

- (注) 1 農業共済は、農業共済に加入しており、被災時点で責任期間(移植期又は発芽期から収穫まで)にあるものが支払対象となります。また、地域の共済組合に、被害の連絡をお願いします。
※詳しい内容は、地域の共済組合へお問い合わせください。
- 2 水田活用の直接支払交付金については、上記の他、県や地域において要件や単価を設定する産地交付金の対象となる場合があります。
※詳しい内容は、地域農業再生協議会へお問い合わせください。
- 3 畑作物の直接支払交付金の対象は、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば及びなたねです(そばの面積払の単価は1.3万円/10aです。)
- 4 都道府県に産地交付金として追加配分されるものであり、県設定によっては、異なる単価が設定されている場合があります。

【農林水産省担当課】

- 農業共済
経営局保険監理官 03-3502-7380
- 水田活用の直接支払交付金及び畑作物の直接支払交付金
北海道農政事務所担い手育成課 011-330-8809 近畿農政局経営政策調整官 075-366-0117
東北農政局経営政策調整官 022-722-7337 中国四国農政局経営政策調整官 086-230-4256
関東農政局経営政策調整官 048-740-0098 九州農政局経営政策調整官 096-300-6292
北陸農政局経営政策調整官 076-232-4133 沖縄総合事務局経営課 098-866-1628
東海農政局経営政策調整官 052-223-4626

※産地交付金の具体的な要件・単価等については地域農業再生協議会へお問い合わせください。

農林水産省

果樹産地再生支援対策

〔果樹農業好循環形成総合対策事業〕

【30年度予算5,560百万円の内数】

対策のポイント

果樹産地において、倒木や枝折れ等の被害が生じた場合に対応し、被害果樹の改植及び未収益期間に対する支援、被害果実の利用促進に対する支援を行います。

<背景/課題>

永年性作物である果樹については、優良品目・品種への転換や高品質化を加速するため、産地の担い手による改植等を支援しているところです。今般、平成30年台風21号及び北海道胆振東部地震により、倒木や枝折れ等の被害が発生していることから、営農再開に向けた支援策が必要となっています。

政策目標

被災した果樹産地の速やかな再生

<主な内容>

1. 果樹における改植及び未収益期間対策

果樹産地の収益力強化と農業者の経営安定を図る観点から、倒木等の被害が生じた果樹の改植及び未収益期間に対する支援を行います。この際、通常の優良品目・品種への面的な改植だけでなく、被害果樹の同一品種への改植や被害を受けた樹体ごとの「スポット的な改植」も可能とします。

補助率：定額、1/2
事業実施主体：民間団体

2. 被害果実の利用促進対策

被害果実の加工利用促進(加工原料用果実の段階的出荷のための一時貯蔵等)、区分流通、被害果実及びその果実製品の利用促進に対する支援を行います。

補助率：1/2
事業実施主体：(公財)中央果実協会

〔お問い合わせ先：生産局園芸作物課 (03-3502-5957)〕

果樹産地再生支援対策（果樹農業好循環形成総合対策事業）

被害果樹園の再生を支援します。 〔30年度予算5,560百万円の内数〕

果樹産地において、倒木や枝折れ等による被害を受けた果樹の改植、未収益期間及び被害果実の利用促進に必要な経費に対して支援します。

具体的な支援の内容

以下の経費に対する支援を行います。

1. 改植及び未収益期間支援

- < ①改植に必要な苗木代、樹体の撤去費用等の経費 >
- ・ 23万円/10a（みかん等のかんきつ）
 - ・ 17万円/10a（りんご、かき、なし、ぶどう等）
 - ・ 33万円/10a（りんごのふし栽培、なしのジョイント栽培等）
 - ・ 1/2以内（その他果樹）

※自然災害時の特例として、
 ①被害果樹の同一品種への改植
 ②被害を受けた樹体ごとの「スポット的な改植」
 （被害を受けた樹体を含めた改植の総面積が農家単位で概ね2a以上も可能です。）

- < ②未収益期間に必要な肥料代や農業代等の経費 >
- ・ 5.5万円/10a × 改植の翌年から4年分（= 22万円/10a）を一括交付



2. 被害果実の利用促進対策（補助率：1/2）

生産・出荷段階・・・被害果実の分別集荷・出荷等への支援

<取組内容の例>

- ・産地において被害果実の選別基準の策定、分別集荷の促進に関する農家向けチラシ作成等
- ・加工原料用被害果実の区分出荷、段階的出荷ための一時貯蔵

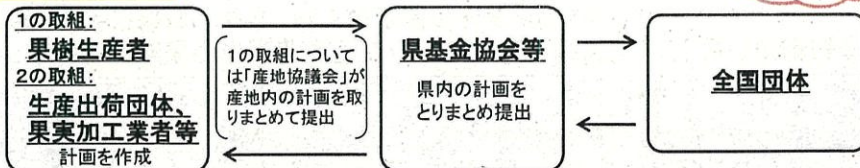
流通・消費段階・・・被害果実やその加工品の消費拡大等への支援

<取組内容の例>

- ・消費者向けリーフレット・ポスター作成による周知
- ・キャンペーンの開催（試食会、区分販売）



手続きの流れ



※ 事業申請の随時受付、優先的な採択を行います。

被災された酪農・畜産経営に対する支援策について

北海道胆振東部地震及び台風第21号により被災された酪農・畜産農家の方々に
 対して次のとおり支援策を講じます。

1 飼料

(1) 自給飼料の被害に対する支援

平成30年台風21号により自給飼料の被害を受けた酪農・畜産農家に対し、自給飼料の品質低下を抑制するための発酵促進資材や不足する粗飼料の購入経費等への支援を実施します。

北海道胆振東部地震により牧草地への土砂の流入や地割れ等の被害を受けた酪農・畜産農家に対し、不足する粗飼料の購入経費への支援を実施します。

【粗飼料確保緊急対策事業】

<具体的な補助対象>①台風21号対策

- ・発酵促進資材の購入費助成 : 補助率1/2以内
- ・給与前の品質確認のための分析費 : 定額
- ・台風被害により不足する粗飼料の購入費助成 : 定額（5千円/トン以内）

②北海道胆振東部地震対策

- ・牧草地等の被災により不足する粗飼料の購入費助成 : 定額（5千円/トン以内）

(2) 酪農・畜産農家に対する飼料代金の支払猶予（9/5・9/7通知済み）

被災による影響で飼料代金の支払が困難となった酪農・畜産農家に対し、飼料代金の支払猶予を飼料関係団体に要請しています。

(3) 配合飼料価格安定制度に係る通常補てん積立の猶予及び契約数量の変更等（9/13通知済み）

被災による影響を受けた酪農・畜産農家に対し、通常補てん積立の猶予及び契約数量の変更等への配慮を基金団体に要請しています。

2 酪農

- (1) 被災された酪農家に対し、簡易畜舎等の整備、畜舎の修理、飼養管理の付帯施設・機械の簡易な修理、乳用牛の地域内の酪農家への預託、家畜導入、乳房炎の治療・予防管理等への支援を実施します。また、停電が生じた地域の酪農家に対し、電力確保に要した発電機の借上げ等への支援を実施します。

【酪農経営支援総合対策事業】

<具体的な補助対象>

| | |
|----------------------------|-------------|
| ・簡易畜舎等の整備支援 | : 補助率1/2以内 |
| ・畜舎・付帯施設・機械の修理 | : 補助率1/2以内 |
| ・家畜の避難や預託への支援 | : 補助率1/2以内 |
| ・家畜導入の支援 | : 補助率1/2以内 |
| (上限: 妊娠牛275冊/頭、繁殖雌牛175冊/頭) | |
| ・乳房炎の治療・予防管理等への支援 | : 補助率1/2以内等 |
| ・停電時の電力確保に要した発電機の借上げ等への支援 | : 補助率1/2以内 |

- (2) 酪農ヘルパー利用への追加支援 **【酪農経営支援総合対策事業】**

被災された酪農家における応急的な搾乳作業等のためのヘルパー利用を傷病時等の互助基金の対象に追加します。

- (3) 災害等の影響により全国で生乳需給の逼迫が懸念されるため、生乳生産基盤を緊急的に増強するとともに、酪農家の非常用電源の整備等を支援します。

【酪農経営支援総合対策事業】

<具体的な補助対象>

| | |
|------------|-------------|
| ・非常用電源の整備等 | : 補助率1/2以内等 |
|------------|-------------|

3 肉用牛

- (1) 被災された肉用牛農家に対し、簡易畜舎等の整備、畜舎の修理、飼養管理の付帯施設・機械の簡易な修理、繁殖雌牛の地域内の繁殖農家への預託、家畜導入等への支援を実施します。また、停電が生じた地域の肉用牛農家に対し、電力確保に要した発電機の借上げ等への支援を実施します。

【肉用牛経営安定対策補完事業】

<具体的な補助対象>

| | |
|----------------------------|------------|
| ・簡易畜舎等の整備支援 | : 補助率1/2以内 |
| ・畜舎・付帯施設・機械の修理 | : 補助率1/2以内 |
| ・家畜の避難や預託への支援 | : 補助率1/2以内 |
| ・家畜導入の支援 | : 補助率1/2以内 |
| (上限: 妊娠牛275冊/頭、繁殖雌牛175冊/頭) | |
| ・停電時の電力確保に要した発電機の借上げ等への支援 | : 補助率1/2以内 |

※今回の停電により、給水等に支障が生じ、被害が発生したことを踏まえ、非常用電源の整備のあり方について、今後検討

- (2) 肥育牛1頭当たりの粗収益が生産コストを下回る場合に差額の一部を補填する【肉用牛肥育経営安定特別対策事業(牛マルキン)】において、被災された畜産農家の生産者積立金の納付免除等の特例措置を実施します。

- ① 生産者積立金の納付免除
 - ・平成30年11月末日までに納付期限を迎える生産者積立金を対象に、納付を免除します。この場合、通常の補填金の国費相当分(補填金の3/4)を交付します。
- ② 県を越えて移動した肥育牛を交付対象に追加
 - ・平成30年11月末日までに他の都道府県に移動して肥育された肥育牛については、補填金の交付対象となるよう移動制限の要件を緩和します。
 - ・また、他の都道府県の生産者に権利を承継した肥育牛についても、補填金の交付対象となるよう権利義務の承継の要件を緩和します。
- ③ 肥育牛の前倒し出荷を交付対象に追加
 - ・平成30年11月末日までに満12か月齢以上で販売された肥育牛については、補填金の交付対象となるよう肥育期間の要件を緩和します。

- (3) 肉用子牛の平均売買価格が保証基準価格を下回った場合に、補給金を交付する【肉用子牛生産者補給金制度】において、被災された畜産農家に対し、生産者負担金の納付期限延長の特例措置を実施します。

- ・平成30年9～11月に生後6か月齢に達する肉用子牛について、生産者負担金の納付期限を6か月齢未満から9か月齢未満まで3か月間延長します。

(※)北海道胆振東部地震による被害があった地域が対象

4 養豚

- (1) 被災された養豚農家に対し、簡易畜舎等の整備、畜舎の修理、飼養管理の付帯施設・機械の簡易な修理、豚の緊急的な避難、家畜導入等への支援を実施します。また、停電が生じた地域の養豚農家に対し、電力確保に要した発電機の借上げ等への支援を実施します。 **【養豚経営安定対策補完事業】**

<具体的な補助対象>

| | |
|---------------------------|------------|
| ・簡易畜舎等の整備支援 | : 補助率1/2以内 |
| ・畜舎・付帯施設・機械の修理 | : 補助率1/2以内 |
| ・家畜の避難への支援 | : 補助率1/2以内 |
| ・家畜導入の支援 | : 補助率1/2以内 |
| (子取用雌豚40冊/頭を上限) | |
| ・停電時の電力確保に要した発電機の借上げ等への支援 | : 補助率1/2以内 |

※今回の停電により、給水等に支障が生じ、被害が発生したことを踏まえ、非常用電源の整備のあり方について、今後検討

(2) 肥育豚1頭当たりの粗収益が生産コストを下回る場合に差額の一部を補填する【養豚経営安定対策事業(豚マルキン)】において、被災された畜産農家の生産者負担金の納付免除の特例措置を実施します。

平成30年度第2四半期(平成30年7～9月)分の生産者負担金を対象に、納付を免除します。この場合、通常の補填金の国費相当分(補填金の1/2)を交付します。

5 採卵鶏

鶏卵の標準取引価格が補填基準価格を下回る場合に差額の9割を補填する【鶏卵生産者経営安定対策事業】において、被災された鶏卵農家に対し、積立金の減額や積立金残額の返還を実施します。

6 その他

(1) 畜産関係の負債整理資金の緊急的融通 【畜産特別支援資金融通事業】
被災による経営悪化で負債の償還に支障が生じた経営体に対しては、畜産特別資金(大家畜・養豚特別支援資金)について、通常の貸付日(5月及び11月の末日)に加え、当面の間、毎月末日を貸付日として、緊急的に融通します。

(2) (独)家畜改良センターによる緊急支援
家畜改良センターから、緊急に必要な飼料の供給を実施します。

【お問い合わせ先】

| | | | |
|-----------|---------|-------------|----------------|
| 1 (1) | 生産局 飼料課 | 飼料生産計画班 | (03-3502-5993) |
| (2) | 飼料課 | 需給対策第1班 | (03-3591-6745) |
| (3) | 飼料課 | 価格班 | (03-6744-7193) |
| 2 (1) (3) | 牛乳乳製品課 | 生乳班 | (03-3502-5988) |
| (2) | 畜産企画課 | 経営企画班 | (03-3502-0874) |
| 3 (1) (2) | 畜産企画課 | 経営安定班 | (03-3502-0874) |
| (3) | 食肉鶏卵課 | 素畜価格流通班 | (03-3502-5991) |
| 4 (1) | 畜産振興課 | 中小家畜振興推進班 | (03-3591-3656) |
| (2) | 畜産企画課 | 経営支援班 | (03-3502-0874) |
| 5 | 食肉鶏卵課 | 鶏卵食鳥班 | (03-3502-5990) |
| 6 (1) | 畜産企画課 | 金融税制班 | (03-3501-1083) |
| (2) | 畜産振興課 | 家畜改良センター調整班 | (03-6744-2276) |

農業経営者サポート事業 (北海道胆振東部地震及び台風第21号被害支援対策)

対策のポイント

専門家が被災農業者を個別に訪問して、農業経営の再開に向けた相談活動を実施します。

1. 事業内容

被災農業者の農業経営の再開ニーズに対応できるよう、農業団体等と協力して専門家による農業経営の再開に向けた個別訪問相談を実施します。

また、被災農業者の求めに応じて重点指導農業者に設定した上で、今後は、都道府県外の専門家も含めて、被災農業者に寄り添って経営再開に向けた要望等を聞き取る者を被災農業者や被災地域が置かれている状況に配慮しながら登録、派遣できるよう支援します。

2. 事業主体 民間団体等

3. 補助率 定額

4. お問い合わせ先

経営局経営政策課(03-6744-2143)

多面的機能支払交付金の活動組織を活用した災害復旧活動支援

対策のポイント

多面的機能支払交付金の活動組織を活用し、北海道胆振東部地震及び台風第21号の影響により損壊等の被害を受けた農地周りの小規模な水路等に対する地域共同の復旧活動を支援します。

1. 事業内容

被災した農地周りの水路等の地域共同による復旧活動への支援
北海道胆振東部地震及び台風第21号の影響により破損や機能低下した農地周りの小規模な水路の補修等を行う地域共同の取組を支援します。

2. 事業主体

農業者等の組織する団体

3. 補助率

定額

4. お問い合わせ先

農村振興局整備部農地資源課 (03-6744-2447)

農村地域防災減災事業（公共）
農業水路等長寿命化・防災減災事業（非公共）

対策のポイント

北海道胆振東部地震及び台風第21号の被災地域において、農業水利施設等の復旧と併せて行う水管理・維持管理の省力化や長寿命化対策、防災減災対策を支援します。

1. 事業内容

① 農村地域防災減災事業（公共）

農村地域の防災・減災にかかる計画の策定と農業用施設等の機能低下の回復や災害の未然防止を図るための整備（ため池の整備、湛水防除等）を実施

② 農業水路等長寿命化・防災減災事業（非公共）

農業水利施設の老朽化に対応した長寿命化を図るほか、ゲート自動化などの省力化、①の事業対象とならない小規模な農業水利施設等での防災減災対策を機動的に実施

2. 事業主体

都道府県、市町村、土地改良区 等

3. 補助率

定額、1/2 等

4. 実施要件

①の事業

ため池整備は受益面積2ha以上かつ総事業費800万円以上、湛水防除は受益面積30ha以上かつ総事業費5,000万円以上 等

②の事業

総事業費200万円以上、受益者数2者以上、事業期間3年以内（ハード対策） 等

5. お問い合わせ先

①の事業農村振興局防災課 (03-6744-2210)

②の事業農村振興局水資源課 (03-3502-6246)

農地耕作条件改善事業

対策のポイント

北海道胆振東部地震及び台風第21号の被災地域において、大区画化、畑地化などの耕作条件の改善や、高収益作物への転換等を図る取組を支援します。

1. 事業内容

北海道胆振東部地震及び台風第21号の被災地域において、以下の取組を支援します。

(1) 地域内農地集積型

- 定額助成：区画拡大、暗渠排水、客土、除れき、湧水処理、水路等の更新整備、先進的省力化技術の導入支援 等
- 定率助成：区画整理、暗渠排水、農地造成、土層改良、農作業道、営農環境整備支援、管理省力化支援、品質向上支援 等

(2) 高収益作物転換型

基盤整備に加え、高収益作物への転換を図る場合に、販売先の確保や営農定着等に必要となる支援を計画策定から一括支援します。「地域内農地集積型」の事業内容に加え、以下の取組が可能です。

- 定額助成：プラン作成に係る調査・調整、農産物の需給動向の把握、技術習得方法の検討と実践、試験販売等の経営展開の支援 等
- 定率助成：実証展示ほ場の設置・運営、導入1年目の種子・肥料への支援 等

(3) 農地集積推進型

一定以上の事業規模、農地集積・集団化率の向上等を要件として、農業者の費用負担の軽減を図りつつ、機動的な基盤整備を実施します。「地域内農地集積型」の定率助成の事業内容を対象としますが、単独実施は、区画整理、暗渠排水及び農地造成のみ可能です。

- 定率助成：区画整理、暗渠排水、農地造成、土層改良、農作業道、営農環境整備支援、管理省力化支援、品質向上支援 等
- 集積推進費：農家負担の軽減を図るための推進費を交付
(ハード整備費の最大5.0% (補助率1/2、補助残は地方公共団体))

2. 事業主体

農地中間管理機構、都道府県、市町村、土地改良区、農業法人 等

3. 補助率 定額、1/2 等

4. お問い合わせ先 農村振興局整備部農地資源課 (03-6744-2208)

鳥獣被害防止総合対策交付金

対策のポイント

北海道胆振東部地震及び台風第21号により被災した鳥獣被害防止施設等の再整備を支援します。

1. 事業内容

被災地における鳥獣被害防止施設等の再整備

北海道胆振東部地震及び台風第21号により鳥獣被害防止施設等が被災した地域において、鳥獣被害防止施設等の再整備を行うことにより、安心して営農活動や有害鳥獣の捕獲活動等が再開できるよう支援します。

2. 事業主体

地域協議会、民間団体等

3. 補助率

都道府県へは定額 (事業実施主体へは事業費の1/2以内等)

4. お問い合わせ先

農村振興局農村環境課鳥獣対策室 (03-3591-4958)

農山漁村地域整備交付金（公共）

対策のポイント
地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策を支援します。

<背景/課題>

- ・ 地域の特色を活かした地域活性化を図るためには、地域の創意・工夫によって、生産現場の強化につながる農林水産業の基盤整備を進めることが重要です。
- ・ また、農山漁村地域において、地震・津波対策はもとより、集中豪雨等の頻発化・激甚化に対応するためには、防災・減災対策を推進する必要があります。
- ・ このため、都道府県の裁量により事業を実施することが可能な交付金を措置することにより、強い農林水産業のための基盤づくりを推進する必要があります。

政策目標

- 担い手が利用する面積が今後10年間（平成35年度まで）で全農地面積の8割となるよう農地集積を推進
- 二酸化炭素の森林吸収量3.5%の確保等に必要なる路網の整備
- 海岸堤防等の整備率69%（平成32年度）

<主な内容>

1. 都道府県又は市町村は、農山漁村地域整備の目標等を記載した農山漁村地域整備計画を策定し、これに基づき事業を実施します。
2. 農業農村、森林、水産の各分野において、農山漁村地域の生産現場の強化や防災力の向上のための事業を選択して実施することができます。
また、これと一体となって事業効果を高めるために必要な効果促進事業を実施することができます。

農業農村分野：農用地整備、農業用排水施設整備等
森林分野：予防治山、路網整備等
水産分野：漁港漁場整備、漁村環境整備、海岸保全施設整備等
3. 国から都道府県に交付金を交付し、都道府県は自らの裁量により地区毎に配分できます。また、都道府県の裁量で地区間の融通が可能です。
(水産分野の一部事業については、市町村への直接交付も可能。)

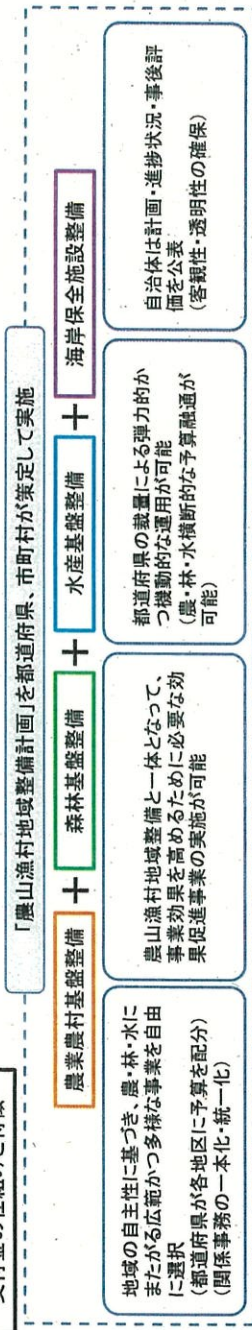
国费率：1/2等
事業実施主体：都道府県、市町村等

お問い合わせ先：
農業農村分野に関すること
農村振興局地域整備課 (03-6744-2200)
森林分野に関すること
林野庁計画課 (03-3501-3842)
水産分野に関すること
水産庁防災漁村課 (03-3502-5304)

農山漁村地域整備交付金

- 農山漁村地域の活性化を図るため、農林水産業の基盤整備を進めるとともに、地震・津波や集中豪雨等の頻発化・激甚化に対応した防災・減災対策を推進することが重要。
- 都道府県の裁量により、生産現場の強化や防災力の向上につながる強い農林水産業のための基盤づくりを推進。

交付金の仕組みと特徴



地域の創意工夫を活かした農山漁村地域の総合的な整備の実施

交付金を活用した事業の実施例

【農業農村基盤整備】



【水産基盤整備】



【森林基盤整備】



【海岸保全施設整備】



水産基盤整備事業（公共）

対策のポイント

- ・消費・輸出の拡大に向けて、漁港における集出荷機能の集約・強化や衛生管理対策など、安全で安定した水産物の供給体制の確立を推進します。
- ・自然災害に強く安全で安心な漁業地域の実現に向けて、漁港施設の防災・減災対策を計画的に推進します。

<背景/課題>

- ・水産業の成長産業化を実現し、消費・輸出の拡大を図るため、水産物流通の集約・強化や衛生管理対策、海域の生産力の底上げを目指した水産環境整備を推進し、競争力の強化を図ることが必要です。
- ・国土強靱化に資するため、漁港施設の地震・津波対策や長寿命化対策など、大規模自然災害に備えた防災・減災対策を計画的に推進することが必要です。

政策目標

- 流通拠点漁港における水産物の品質向上や出荷安定の推進
(水産物取扱量のおおむね50%について新たな品質向上等の取組を実施(平成33年度))
- 流通・輸出拠点漁港のうち、新たに輸出を拡大させる漁港の増加
(おおむね60漁港で数量、魚種、輸出先国を拡大(平成33年度))
- 漁場再生及び新規漁場整備による水産物の増産
(おおむね8万トンの増産(平成33年度))
- 流通拠点漁港のうち、災害発生時における水産業の早期回復体制が構築された漁港の増加
(おおむね30%の漁港において早期回復体制を構築(平成33年度))

<主な内容>

1. 国産水産物の衛生管理や安定供給のための基盤強化対策
国内市場における競争力強化及び国産水産物の輸出促進を図るため、流通拠点となる漁港の集出荷機能の集約・強化対策や衛生管理対策、増養殖場等の生産機能の強化対策を推進します(22, 239百万円)。
また、海域全体の生産力の底上げなど資源回復のための水産環境整備を推進します(13, 304百万円)。
2. 災害に強い漁業地域づくりのための漁港施設の防災・減災対策、既存ストックの有効活用
地震・津波等の自然災害に対する漁港及び背後集落の安全確保のため、施設の機能診断を行いつつ、漁港施設の地震・津波対策等を推進します。
また、漁港施設の戦略的な長寿命化対策や既存ストックの有効活用を推進し、施設の維持管理・更新費の増大の抑制等を図ります。

〔 国費率：10/10（うち漁港管理者2/10等）、1/2等
事業実施主体：国、地方公共団体等〕

【お問い合わせ先：水産庁計画課（03-3502-8491）】